

## [ 3 ] 大阪市への要請内容と回答

2009年12月18日

大阪市長  
平松 邦夫 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 川 口 清 一  
大 阪 市 地 域 協 議 会  
議 長 須 川 伊和夫

### 「2010(平成22)年度政策・予算」に対する要請

貴職の日頃よりの住民生活の向上に向けた行政・施策の推進に敬意を表します。

さて、昨秋からの世界同時金融危機は、日本の勤労者にも大きな影響を与えています。

また、この間の市場原理主義的な政策は、非正規労働者の急増や所得格差の拡大を生むなど大きな社会問題となっています。

このような動向は、大阪においても例外ではなく、逆に非正規労働者比率は全国3位、生活保護率は全国1位、自殺者数は全国2位、さらに高止まりしたままの失業率、1倍を大きく割り込む有効求人倍率、過重労働やメンタルヘルスの課題など、勤労者や生活者にとってより厳しい環境となっています。

こうした背景から、連合・連合大阪は、今こそ「社会全体の価値観の転換(パラダイムシフト)」を図り、「労働を中心とした福祉型社会」の実現を図るべく運動を強化することとしています。

そして、今回、連合大阪でも広く勤労者・生活者の観点で論議を重ね「2010(平成22)年度 政策・予算に対する要請」をとりまとめました。

要請の基本は、「雇用・労働政策の充実・強化」「産業政策の強化・拡充」、そして「安全に安心して暮らせる社会の実現」の3点です。この3点はそれぞれが独立したものではなく、「良質な雇用、公正な労働は産業の活性化に不可欠で、また雇用の安定は生活や治安における安心をもたらし、さらに地域の活性化にもつながる」と相互に関連し合っ、「元気で住みやすい、安心と安全の大阪」を形づくっていくものと確信しています。

具体的な内容について、これらの趣旨を十分にお汲み取りいただきながら、貴職の行政運営に是非とも反映させていただくよう要請する次第です。

( なお、いただいたご回答は、連合大阪ホームページなどに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください )

1. 雇用・労働施策（7項目）

(1)（雇用・労働行政全般に対する施策強化）

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(2)（大阪雇用対策会議の充実） 大阪市のみ

「大阪雇用対策会議」は、大阪府における雇用状況の改善に向けて公労使の各セクターが連携を図り、「雇用・就労支援プログラム」などを策定してきた。雇用情勢の厳しい今こそ「大阪雇用対策会議」の意義を再認識し、緊急雇用対策プランの策定にあたっては構成団体と連携を密にした取り組みを行うこと。

(3)（就職困難層への支援施策の強化）

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(4)（各種労働法制の周知徹底と指導）

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(5)（総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定）

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リピングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(6)（ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(7)（ワークシェアリングの検証と研究） 大阪市・堺市のみ

ワーク・ライフ・バランス社会の実現につながるワークシェアリングは、過去に「大阪府産業労働政策推進会議」から「労働力需給の構造的変化とワークシェアリング」について提言も行われたが、これまでに導入された企業・団体等を検証すること。さらに、公正な均衡処遇が確保された多様な働き方ができる社会をめざした研究をさらに進めること。

〔回答〕

(1) 本市では、平成21年度から23年度の3ヶ年を事業期間として、国において創設された「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用して雇用創出を行っているところですが、国の平成21年度第2次補正予算において新たに「重点分野雇用創造事業」の基金が創設されました。

「重点分野雇用創造事業」は、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の今後成長分野として期待される6分野に特化して雇用創出と地域ニーズに応じた人材育成を図ることとされています。

本市においては、この基金を活用して地域雇用の創出と人材育成を推進するため、緊急雇用創出事業に加えて、平成22年度に介護分野として、給料を得ながらホームヘルパー2級(180名)や介護福祉士(20名)の資格取得をめざす「介護雇用プログラム」を、環境・エネルギー分野として、住宅の太陽光発電設備の施工技術者(20名)を養成するため、働きながら実践的な技術や知識を高めキャリアの形成を図る事業などを実施する予定です。

今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、雇用創出と再就職支援等の充実・強化に取り組めます。  
(市民局雇用・勤労施策担当)

(2) 「大阪雇用対策会議」では、これまで公労使5者が一体となって雇用対策に取り組み、雇用創出や就職困難者の就労支援など一定の成果をあげてきました。

現下の雇用・失業情勢に対しても、平成21年9月に「緊急雇用対策プラン」を策定し、5者が連携して緊急雇用対策に取り組んでいるところですが、同年10月に国の緊急雇用対策本部で決定された「緊急雇用対策」で、地域における緊急雇用対策の推進母体として「地域雇用戦略会議」の設置が盛り込まれ、平成22年2月に開催した「大阪雇用対策会議」において、より幅広く実効ある緊急雇用対策を展開するため、新たに近畿経済産業局・堺市・大阪商工会議所の参画を得て、構成団体8者のもと大阪版地域雇用戦略会議として位置付けることが確認されたところです。

今後とも、緊急雇用対策プランの策定等については、8者での連携を密にした取り組みを行い、府域での雇用失業情勢の改善に向け、雇用の創出・安定・確保を図ってまいります。

(市民局雇用・勤労施策担当)

(3) こども青少年局では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者を対象として、個々の状況に応じて相談から継続的な支援を行う「若者自立支援事業 コネクションズおおさか」を実施しています。

課題を抱える若者の支援には、本市の関係機関はもとより、NPO団体等とも連携を深め、ネットワークを形成して、支援することが重要であると考えており、若者ひとり一人の状態に応じて、それぞれの特徴を活かした支援につなげていき、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。  
(こども青少年局青少年事業担当)

高齢者の就業支援については、大阪市シルバー人材センター及び高齢者生きがい就労支援センターにおいて、就業を通じて社会参加や生きがいづくりを希望する方が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされるように、多様なニーズに対応した就労の場や機会の確保を行うことにより、仕事を通じた生きがいの充実や健康づくりに努めてい

るところです。

(健康福祉局高齢者施策部いきがい担当)

本市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。

また、より身近な地域で、きめ細やかで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1・2回、母子家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。

(こども青少年局こども家庭支援担当)

本市では、市内における就労支援ネットワークの総合センターの役割を果たす大阪市障害者就業・生活支援センターについて、6つの地域就業支援センターとこれを統括する中央センターにより、市内7地域で就労支援を実施しているところです。

また、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っており、就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある方を対象に、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っております。

今後とも、これらの施設や関係機関との連携の強化等を通じて、障害者の個々の状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。(健康福祉局障害者施策部障害福祉企画担当)

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

具体的には、次のような取り組みを行います。

- ・ホームレスの雇用の促進を図るために、国・府及び経済団体・労働団体等とともに大阪野宿生活者(ホームレス)就業支援協議会において、ホームレスに関する問題について協議を行い、事業主等への啓発に努めます。
- ・また、支援協議会の協力を得ながら、NPOなど民間団体との連携・協力を図り、ホームレスが就職しやすい職種の開拓や、求人の確保、職業訓練等の就業へつなぐ支援を行います。
- ・就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、個々の就業ニーズや職業能力に応じた、きめ細かな職業相談を行い、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人について、職業安定所からの情報やそれ以外の幅広い求人情報を効果的に提供し、就業の機会の確保を図ります。
- ・求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図るために、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習会を実施します。
- ・新たな職場への円滑な適応の促進を図り、早期再就職の実現を図るため、民間事業所での一定期間の試行雇用事業を活用します。
- ・常用雇用による自立が直ちには困難な人に対して、自立意欲を高めるなど、就業による自立に向けた支援を行うため、民間事業所等を活用するなど多様な職業訓練を行うとともに、

NPO等と連携した就業機会の一層の確保に取り組みます。

- ・自立支援センターの退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。
- ・ホームレス・障害者などの就職困難者に配慮した総合評価入札制度を活用し、就業支援を図ります。
- ・国のホームレス等就業支援事業を活用し、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。
- ・雇用構造の変化や最近の厳しい経済・雇用状況により、新規・若年のホームレスの比率の増加が見られており、賃貸型自立支援事業や借り上げ方式緊急一時宿泊事業などの、国のホームレス対策事業の拡充を活用し、早期の自立に向けた支援を進めます。

(健康福祉局生活福祉部ホームレス自立支援担当)

若年者・中高年齢者・障害者・母子家庭の母等、就職に向けた支援が必要な人の就業を支援するため、大阪市地域就労支援センターを設置し、巡回による就労相談、就労体験事業やスキルアップ講座等の職業能力開発事業、ハローワークや本市の支援機関等と連携した求人情報の提供等を行う地域就労支援事業を実施しています。

今後とも、就労相談の周知を図り、雇用・就労施策をはじめとする様々な施策を活用しつつ国・大阪府等関係機関と連携することにより、就職に向けた支援が必要な人の就業を支援してまいります。

(市民局市民部雇用・勤労施策担当)

本市では、個人の適性や能力等に応じた就業支援を図るため、職業相談や職業紹介等に取り組んでいますが、より効果的に施策を推進するためには、就業支援活動を行っているNPO等と連携・協働(NPO等同士の連携・協働)した取り組みが必要であると考え、NPO等が相互に情報を共有し、様々な関係機関と連携した活動を行うことができるよう、平成21年8月に「ジョブネットNPO」(相談窓口)を設置し、NPO等の就業支援活動を支援するネットワーク事業を実施しています。

本事業は、各専門分野で就業支援活動を行うNPO等が、それぞれの強み(得意とする業種・業界の知識等)を活かしつつ、互いにネットワークを形成し、より効果的な活動を行うことができるようコーディネートする役割を担うものであり、平成24年度末には体制を確立し、事業終了後は、団体の自主運営により安定的に実施していくことをめざしています。

(局担当)

国の「新たなセーフティネット」の一環として、雇用情勢の悪化に迅速に対応するため、住宅を喪失または喪失するおそれがあり、一定の支給要件を満たす離職者に対しまして住宅手当を支給する「離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業」を昨年10月1日から実施しているところであります。

(健康福祉局生活福祉部住宅手当緊急措置担当)

仕事と共に住居をなくした方々への支援については、国の重点分野雇用創造事業を活用し、「住居を喪失した離職者に対する総合的就労支援事業」を平成22年度公募提案型委託事業として実施する予定です。

(市民局市民部雇用・勤労施策担当)

- (4) 本市では、国からの労働関係法の改正等の通知に基づき、情報誌しごと情報ひろばやホームページの掲載など広く周知に努めているところです。

同時に、全所属に対しても改正等について周知依頼を行うとともに、民間企業への業務委託を行う場合など、その発注にあたり留意するよう通知しています。

(市民局雇用・勤労施策担当)

- (5) 最低賃金をはじめとする賃金・労働条件の基準やその適用につきましては、国において定められるべきものと考えております。今後とも国や他都市の動向を注視し、下請事業者の保護や最低賃金の確保などの方策についての情報収集を行ってまいります。

(契約管財局契約部契約制度担当)

本市では、就職困難者などの雇用・就業の促進を図るため、平成16年度から本市発注の一部の庁舎清掃業務に入札の評価項目として、従来の「価格評価」に加え、「技術的評価」と「公共性(施策反映)評価」を設定し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札制度」を導入しています。

「公共性(施策反映)評価」では、「福祉への配慮」として、知的障害者の雇用促進や本市の重要課題であるホームレスの自立・就業支援の促進、就職困難者等の雇用・就業促進の観点から評価しており、また、「環境への配慮」として、環境ISO14001の取得状況や再生品の使用状況、低公害車等の導入状況の評価項目としています。

最低賃金額は、公益代表・労働者代表・使用者代表で構成された「最低賃金審議会」が、賃金の実態調査結果など各種統計資料を基に、公正かつ自主的に行う審議によって出された意見(答申)を尊重して、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定(改定)することになっており、現在大阪の最低賃金は762円(平成21年9月30日改正)です。

最低賃金の改正については、国からの通知に基づき、情報誌しごと情報ひろばやホームページの掲載等での周知に努めるとともに、全所属に対して民間企業に業務委託を行う場合には、その発注にあたり留意することなどの通知を行っているところです。

本市としましても、今後とも最低賃金額の改正時期を中心に同法の周知・啓発を図り、働きやすくすみよいまちづくりを推進してまいります。

(市民局雇用・勤労施策)

- (6) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」については、現在、内閣府が「カエル! ジャパンキャンペーン」を展開しており、本市においても情報誌や啓発ポスターなどによる周知・啓発に努めるとともに、平成21年度は大阪市内の企業15社に出前講座を実施しているところです。

また、平成20年6月には学識経験者・労働者代表・使用者側代表・地方公共団体で構成する「大阪仕事と生活の調和推進会議」を設置し、幅広く意見を求め、大阪における仕事と生活の調和の実現に向けて取り組んできたところです。

また、モデル企業・団体等については、平成16年度より「女性の能力や職域拡大に積極的に取り組む企業」「仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業」「男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取り組みを進める企業」として、市内の従業員300名以下の中小企業等を対象に、「大阪市男女共同参画企業顕彰『大阪市きらめき企業賞』」を実施しています。事業開始以来、38社を表彰しており、中小企業のモデルとなるようホームページで受賞企業の取り組みを紹介しています。

(市民局市民部雇用・勤労施策担当)

- (7) 本市では、平成21年度事業として仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発のため、少しでも多くの企業の経営者や従業員がその趣旨を理解され、自ら取り組みを推

進めるよう市内15社の企業を対象に「企業向け出前講座」を実施しているところです。

ご要望のこれまでに導入された企業等の検証につきましては、国や府の検証結果を参考にすることで、今後の普及・啓発に活かしていきたいと考えております。

(市民局雇用・勤労施策担当)

## 2. 経済・産業・中小企業施策（4項目）

### (1)（中小・地場企業とのマッチング施策の拡充）

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

### (2)（新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止）

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

### (3)（官公需優先発注の推進）

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

### (4)（下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底）

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

〔回答〕

(1) 大阪市では本市の中小企業支援センターである大阪産業創造館において、中小企業の技術・製品開発の課題解決のために、大学や研究機関の専門家や研究者の持つシーズとマッチングし、共同研究を行うためのサポート事業を実施しているほか、商談会やセミナー・交流会の開催をはじめ、豊富な経験と人脈をもつマッチングナビゲーターが、優秀な技術や製品を有する市内中小企業を訪問し、マッチングを実施するなど、中小・ベンチャー企業の販路開拓や事業提携につなげ、ビジネスチャンスの拡大を図っております。

今後とも、ベンチャー企業・中小企業のビジネスチャンスを拡大する支援を展開してまいります。  
(経済局企業支援担当)

(2) 本市では、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、国や大阪府・大阪商工会議所等と連携しながら、助成金等のインセンティブを活用して、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。

今後とも、ホームページ等の各種媒体や関係機関・海外事務所など様々なネットワークを活用した情報発信や国内外での本市のプロモーションを積極的に実施するとともに助成金等のインセンティブの効果的なPRに努め、企業等の本社や工場・研究施設の集積促進に努めてまいります。  
(政策企画室企業誘致担当)

(3) 昨今の非常に厳しい経営環境において、企業が安定して事業を継続できるよう、平成20年秋の経済危機以降、逼迫する中小企業の資金需要に対して緊急金融対策を行っており、来年度においても継続実施します。

また、企業の経営力強化が図れるよう、大阪産業創造館においては販路開拓事業やマッチング事業、課題別の専門相談を行うとともに、工業研究所においては、ものづくりの技術支援などにも取り組んでいます。

さらに、中小製造業が集積する地域において経済局と区役所が連携し、経済団体などとも協力して、ものづくり関連イベントなど地域の自主的な取り組みを支援するとともに、地域の商店街の賑わいを創出し、魅力を発信するため、秋から実施する「(仮称)大阪あきない祭り」を契機として商店街のニーズを掴み、新たな振興策の構築に向けて取り組みます。

(経済局企業支援担当)

工事請負、物品の買入等の発注に際しましては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第7条の規定に基づき、中小企業者の受注機会の確保に努めています。具体的には、中小企業者への発注可能なものは、優先的に中小企業者へ発注、分離分割発注の推進、中小企業に関する国等の契約の方針の趣旨徹底等を図り、また、中小企業向けに中小企業官公需特定品目の発注計画に関する情報の提供をしています。

また、契約管財局にて、平成20年6月以降、工事の事後審査型制限付一般競争入札において、市内に本店を有する事業者とそれ以外の事業者に対して、受注可能本数で差を設けています。

(契約管財局契約部契約制度担当)

(4) 本市では、大阪産業創造館経営相談室「あきない・えーど」に、中小企業診断士等の相談員が常駐し、市内中小企業の相談に応じており、相談内容によりましては、弁護士・公認会計士・税理士・技術士等の専門家による専門相談(事前予約制)も行っております。さらに、時間や場所にとらわれることなく24時間受付しているオンライン相談も実施しており、各分野の専門家が原則2営業日以内に回答しております。

また、今年度も平成21年9月に親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化の呼びかけを行いました。平成22年3月にも同様の呼びかけを行うこととしており、今後も、公正取引委員会・近畿経済産業局・大阪府・財団法人大阪産業振興機構など関係機関との緊密な連携・情報交換に努めてまいりたいと考えております。

(経済局企業支援担当)

**(参考)**

平成21年9月要請文発送 企業数190社

(資本金3億円以上の製造業・情報サービス業・運輸業)

他に、経済局ホームページ・広報紙(b-platz press)に掲載。

### 3. 行財政改革施策（5項目）

#### (1)（行財政改革の中期目標設定と情報公開）

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

#### (2)（府民との連携をより深めた行政運営の推進）

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

#### (3)（積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化）

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう人的・財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

#### (4)（地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言）

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

#### (5)（行政評価システムのあり方と導入検討）

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

〔回答〕

(1) 本市では、市役所の抜本的な改革に取り組むため、平成18年2月に5年間（平成18～22年度）での取り組み項目を明らかにした「市政改革基本方針」を策定しました。

また、「市政改革基本方針」の中でも、最も喫緊の課題というべき財政危機の克服に関連する行財政改革の各取り組みの基本的な5年間（平成18～22年度）の具体的な取り組みを明らかにするものとして、平成18年3月に「大阪州市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」を策定し、目標を定め、改革に取り組んでいるところです。

「市政改革基本方針」の達成状況については、市政運営の正常化、新たな仕組み・制度の構築や、経費と職員数の削減の達成など、全87項目中85項目について目標をクリアし、「市政改革基本方針」に掲げた改革は達成できると考えておりますが、現在の厳しい社会経済状況のなかで本市を持続的に発展させていくためには、引き続き市政改革に取り組んでいく必要

があり、現行の市政改革基本方針や行財政改革計画の計画期間終了後の平成23年度以降の新たな市政改革について、検討を進めているところです。

新たな市政改革についての検討にあたっては、平成21年11月に「新たな市政改革の基本的な考え方について(案)」を作成し、ホームページで公表しています。また、平成22年2月には「新たな市政改革の骨子(案)」を公表し、3月にはパブリックコメントを実施いたします。

今後、平成22年秋の「新たな市政改革素案」の策定に向けて、市民の皆さまのご意見をいただきながら、具体的な取り組み内容や目標値のあり方などについて検討を進めてまいります。  
(市政改革室行財政改革担当)

(2) 現在、平成23年度以降の新たな市政改革について検討を進めています。

新たな市政改革の基本的な考え方として、本市を持続的に発展させていくには、これまでのように行政が主体で公共サービスを担うのではなく、行政・市民・地域団体・NPO・企業などあらゆる主体が協力・連携して担うことで必要な公共サービスを確保し、社会・経済活動のパフォーマンスを高める取り組みが必要だと考えています。

また、公共サービスを協力・連携して担う市民とは単に260数万の市内居住者だけでなく、昼間流入者や本市と関わるすべての人であると考えています。

こうした取り組みにおいては、市民は公共サービスの顧客という受身の立場ではなく、主体的に公共サービスの選択・供給に関わっていただくことが重要であり、住民やNPO等の意見・提言が公共サービスの内容に反映できるよう取り組む必要があるものと考えています。

(市政改革室行財政改革担当)

(3) - ~ 本市ではかねてから、大都市内の事務は原則として大都市が一元的に実施し、都市間連携の中心的な役割を積極的に担えるよう「新たな大都市制度」の創設を求め、国及び都道府県からの権限の移譲、規制・関与の見直し等の推進などを国に要望しています。

大阪府との関係においては、府から本市への権限移譲を求めするため、本市が実施すべきと考える事務についての資料の提供を府に要請し、その回答を基に、移譲を受けるにあたっての課題等の分析を行っているところであります。

権限移譲についてはそれに伴う財源の移譲が不可欠であり、本市としては、引き続き、大阪府や国からの権限及び財源の移譲に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

(政策企画室大都市制度担当)

(4) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営が行えるよう、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・法人税・所得税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税源配分の是正を図ることが必要であると考えています。

また、国の直轄事業負担金制度については、役割分担の見直しにより国が行うこととされた事業については、直轄事業負担金を廃止すべきであると考えています。

真の地方分権改革の実現に向け、大阪府下10団体(大阪府・大阪市・堺市・大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪府議会・大阪市会・堺市議会・大阪府市議会議長会・大阪府町村議会)が結束して対応していくため、「大阪府地方分権推進連絡会議」を設置し、これまで、国等関係先に地方税財源の充実等について要請しているところです。

今後も引き続き、大阪府地方分権推進連絡会議や指定都市市長会とも一層の連携を図りながら、提言を行ってまいります。(財政局財務部資金担当、政策企画室企画部大都市制度担当)

(5) 本市では、平成18年度より、各局において局経営方針を策定し、各局の目標像・使命に基づき、経営課題や戦略・具体的取り組みを明らかにしています。

この局経営方針に基づく戦略や具体的取り組みの目標の達成状況等を点検・評価し、その結果を戦略や具体的取り組みの改善・見直しや次年度局経営方針の策定に反映させるという行政評価に取り組んでおり、関係資料についてもホームページで公表するなど、市民に対し適宜情報発信を行っています。

評価の仕組みについては、各局が前年度の取り組み実績を基に、自己点検・評価を行い、その後、市内部でもチェックするとともに、外部の有識者等で構成する行政評価委員会において、客観的な立場から二次評価を行っています。

厳しい財政状況のなか、施策の選択と集中を推進していくことが求められており、これまでの行政評価に係る取り組みの成果と課題を踏まえつつ、より効果的な行政評価システムとなるよう検討・見直しを行ってまいります。  
(市政改革室行政評価担当)

4. 福祉・医療施策（4項目）

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

〔回答〕

(1) 本市といたしましては、「大阪府保健医療計画」に基づく各種施策等につきまして、これまでも、大阪府と連携しながら大阪市医療圏域内での取り組みを進めてきたところです。

今後も、大阪府と連携を図りながら、地域医療連携体制の充実に向け、努めてまいりたいと考えております。

医師・看護師の養成・確保については、国や都道府県において、大学医学部定員の増員や、離職防止や復職のための支援などの対策が講じられているところです。

本市においては、必要な医療従事者の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望するとともに、大阪府をはじめ府医師会とも連携し、救急医療の充実に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、国や関係先に要望を行うとともに救急医療の充実に努めていきます。

(健康福祉局健康推進部健康施策担当)

(2) 多様化する福祉ニーズに対応するためには、福祉に携わる人材の養成・確保や資質の向上が極めて重要なことから、職員配置基準や勤務条件の改善など社会福祉事業従事者が安心して働けることができる条件整備を図るため、財政措置を拡充するよう国に対して要望しており、平成21年度から介護報酬等が改定されているところです。

また、「大阪市地域福祉計画」(平成21～23年度)において、地域福祉を進めるためのしくみづくりを行うなかで、重点実施項目の一つとして「地域福祉の担い手の養成・確保」を掲げ、地域福祉の担い手としての市民の養成・確保、福祉専門職の養成・確保、公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援、行政における専門性の確保、の4つに区分し、計画的な取り組みを実施しています。

具体的には、社会福祉事業者等と協働して「大阪市福祉就職・進学フェア」を開催するなどの取り組みを進めており、平成19年8月に国が示した人材確保指針に基づき、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取り組みを進めてまいります。

(健康福祉局生活福祉部地域福祉担当)

- (3) 平成18年10月に完全施行された障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスは、原則1割の利用者負担となりましたが、その後の「特別対策」「緊急措置」「軽減措置」を通じて一定の改善が図られたところです。しかし、さらなる施策の充実を図っていくためには、利用者の生活実態にあったサービスを継続的に安心して受け入れられる制度として確立していくことが必要と考えております。

平成22年4月から障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度ができるまでの間、市町村住民税非課税の障害者等に係る福祉サービス及び補装具の利用者負担は無料とすることになりましたが、移動支援などの地域生活支援事業においても、同様の取り扱いとしてまいりたいと考えております。

なお、移動支援などの地域での社会参加や日常生活を行ううえで必要かつ重要な支援である事業については、国の責任において実施すべき事業であると考えていることから、自立支援給付で対応するよう国に要望しております。

本市としましても、国の動向に注視して、円滑に事業を推進できるよう努めてまいります。

(健康福祉局障害者施策部障害福祉企画担当・自立支援事業担当)

- (4) 労働衛生行政においては、地域産業保健センターが中小企業における産業保健サービスのなかで職場のメンタルヘルス対策など産業精神保健サービスを提供する役割となっていますが、本市としても市民啓発の観点から出前講座等で「職場のメンタルヘルス」についての啓発を行っております。この出前講座は、地域の皆さん10名以上で構成された団体・グループを対象にご用意いただいた場所に、講師としておうかがいするもので、当センターの精神科医等または各区の精神保健福祉相談員が講演を行い、企業等のメンタルヘルスの向上に役立つよう努めております。

また、ストレスを解消させるための実習を取り入れた市民講座や精神保健福祉分野で対人支援活動をされている方を対象としたボランティア講座を実施、精神保健福祉月間には「こころの健康ふれあいフェスタ」を開催し、著名人によるメンタルヘルスの講演や癒しの演奏等により、こころの病や精神障害者に対する正しい理解を広く普及啓発する活動を行っています。

さらに、市民が匿名で気軽に相談できるよう、「こころの悩み電話相談」を平日の9～15時の間開設しており、精神科医や精神保健福祉相談員等が対応しています。夜間・休日は、大阪府・堺市と共同による24時間体制の電話相談として「こころの救急相談窓口」を開設しており、緊急的な相談に対して、専門相談員が不安緩和を図れるよう対応するとともに、受

診が必要な場合は医療機関とも連携しております。

これら施策をより充実させるとともに、広く市民や企業に周知し、こころの健康の保持増進のために十分活用していただけるよう努めてまいります。

(健康福祉局健康推進部こころの健康センター)

5. 子ども教育・男女平等施策（7項目）

**(1)（地域実情に応じた子育て支援体制の拡充）**

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

**(2)（学校における子どもの安心・安全対策）**

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

**(3)（35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育）**

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

**(4)（公的就学支援の拡充）**

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

**(5)（児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化）**

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

**(6)（配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発）**

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

**(7)（男女共同参画行動計画の推進）**

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

〔回答〕

(1) 本市では、子育てと仕事の両立支援を図り、多様化する保育需要に対応するため、夜間・延長・一時・休日保育、病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援デイサービス事業）やファミリー・サポート・センター事業など多様な保育サービスの拡充に努めるとともに、保育所地域子育て支援事業、つどいの広場事業など在宅子育て家庭への支援にも努めています。

また、各区保健福祉センターの子育て支援室では、子どもの心身の発達・しつけなどの相談に応じており、大阪市立子育ていろいろ相談センターでは、電話や面談による子育て相談

や子育てに関する各種講座なども実施しています。さらに、各区子ども・子育てプラザにおいて、子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所を提供しています。

平成21年2月には『親・子・地域が育つ 子育て支援ガイドブック』を発行し、地域の自主的な子育て活動への支援も行っています。

今後とも、「大阪市次世代育成支援行動計画」に基づき、各事業の連携を図りながら、総合的な子育て支援体制の充実に努めてまいります。

(こども青少年局子育て支援担当・保育指導担当・保育所運営担当)

- (2) 本市におきましては、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校の児童等殺傷事件以後、学校園の安全確保のため、他の市町村に先駆けて、すべての校園で出入り口を1ヶ所に限定し、モニター付きインターフォンならびにオートロック装置や監視カメラ等の防犯警備機器の整備を進め、施錠の徹底を図るとともに、幼稚園・小学校・特別支援学校には大阪府警察本部との緊急通報装置を設置しました。また、平成17年4月には「学校園における学校安全(防犯)指針」を策定し、それに基づいて各校園が実情に応じて、独自の「学校安全(防犯)対策マニュアル」を作成し、全教職員が役割を明確にして、協力して安全確保に取り組んでいます。

また、平成17年6月からは、さらなる安全確保を図るため、警察官OB等による「子どもの安全指導員」制度を立ち上げ、市内小学校・特別支援学校の巡回・自主警備を実施しています。警察官としてこれまで培った防犯等の専門性を十分に発揮するとともに、専用の制服を着用し、移動には原動機付き自転車を使用することで、防犯効果も非常に高いと考えております。平成19年度から、52名の安全指導員すべてを警察官OBで構成し、体制の強化を図っているところです。

さらに、平成17年10月からは、子どもの安全に係る情報や注意文・留意事項等を学校や保護者・地域関係者等にメールで配信する「子ども安全メール」を稼働させており、迅速な情報伝達に努めています。

通学路の安全確保につきましては、地域の方に「見守り隊」などを組織して巡回をさせていただいている他、児童の登下校を「あいさつ」や「声かけ」をしながら見守っていただくなど、保護者や地域の方と連携しながら取り組みを進めているところです。

教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒の安全確保、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

(教育委員会事務局指導部中学校教育担当)

- (3) 小・中学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級40人を基本として編制し、大阪府教育委員会の同意を得ております。

現在、大阪府では小学校1・2年生について35人で学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従い、小学校1・2年生について35人で学級編制を実施しております。

本市では、独自の施策として、基礎・基本の確実な定着と個に応じたきめ細かな指導の一層の充実をめざし、小学校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施しております。

今後とも、小学校1・2年生の35人学級編制を大阪府の基準に従って実施するとともに、小学校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施してまいります。

(教育委員会事務局総務部学務担当)

児童・生徒のしっかりとした職業観・勤労観を育成するため、小学校から高等学校の各発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組んでいきます。

また、キャリア教育の推進にあたっては、大阪キャリア教育支援ステーションとの連携をさらに深め、産業界・教育界・地域社会が一体となって社会全体でキャリア教育を推進できる体制の構築を図っていきます。（教育委員会事務局指導部中学校教育担当）

(4) (就学援助について)

就学援助については、学校教育法第19条に基づき実施しております。

適用の拡大につきましては、平成16年度の学校保健法施行令の改正に伴い、虫歯の治療範囲や材料の限定を撤廃し、健康保険が適用となる治療はすべて医療費の対象といたしました。

なお、学校給食については、給食月額単価改訂に準じ、支給上限を引き上げております。

また、平成20年度より学校徴収金相当額の全額を支給対象としましたので、それまで対象外であった宿泊代・食事代・保険代も対象とし全額支給に改めました。

加えて、それまで支給対象外となっておりました保健費（尿検査・ぎょう虫検査）、学級写真代の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の「卒業諸費」も新たに支給の対象としました。（教育委員会事務局総務部学務担当）

(奨学金制度の創設について)

本市においては、高等学校または高等専門学校に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、本市独自の制度として、「大阪市奨学費」を給付しております。

昨年5月に条例改正を行い、平成22年4月より入学する生徒から新たに入学資金を創設し、制度の充実を図るとともに、一方で、受益と負担の関係の適正化などの観点から、支給単価の見直しを行うこととしております。（教育委員会事務局総務部学務担当）

(授業料減免と高校授業料無償化について)

本市の授業料減免制度における基準につきましては、取扱方法により世帯全員がおおむね市民税非課税もしくは均等割のみ課税されている世帯の方に適用しています。

なお、国において、平成22年度以降、高等学校授業料の無償化について予定されており、現在の通常国会に法案が提出されているところです。法案が成立すれば本市においても、市立の高校授業料は徴収しない予定です。（教育委員会事務局総務部学務担当）

(5) 本市では、平成13年度には市児童虐待防止連絡会議の設置、平成14年度には区役所を拠点とした児童虐待対策の強化を図るため、各区に児童虐待担当係長を配置するとともに、区連絡会議を設置し、実効性のあるネットワークの構築を進めております。

また、平成14年度より、軽度な虐待家庭に対し、定期的に訪問支援する「子ども家庭支援員」を養成し、虐待防止に係るサポート体制の構築に努めるとともに、平成16年4月から、各区実務者会議に対する保健・医療支援システムの導入を図り、専門医療的な支援を行う取り組みを行っております。

さらに、地域福祉計画の具体化が進展するなかで、平成17年度には総合的な地域支援システムの中に子育て支援専門部会を設置し、児童虐待防止連絡会議を組み込むことにより、関連する福祉サービスと連携し総合的な支援を行える区レベルの体制整備を図るとともに、主

任児童委員や市民ボランティアを対象とした児童虐待予防地域協力員を養成配置するなど地域のネットワークの充実・強化に努めております。

そして、平成18年4月には、各区保健福祉センターに子育て支援室を設置し、10月には、児童虐待防止連絡会議を児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として位置付け、機関連携によるネットワークの強化を図ってきました。

今年度には、こどもに関わるきめ細やかなセーフティネットの中核としての役割を果たすために、中央児童相談所と教育センターの教育相談部門を統合し、平成22年1月にこども相談センターを開設しました。

こども相談センターには、総合相談窓口を設置し、教育・福祉双方の相談に対して専門性を活かした支援を行うとともに、相談体制の強化と専門性の向上を図り、機能の強化に努めております。

また、平成21年9月には、児童虐待ホットラインを開設し、24時間365日体制で、児童虐待の通告・相談に対応し、48時間以内の安全確認を実施するとともに広く市民に対し児童虐待防止のための啓発や周知を行っております。

今後とも、児童虐待防止事業を着実に実施し、より一層児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、施設の充実や里親支援などの受け入れ体制の整備など多様な施策を講じ、充実に努めてまいります。（こども青少年局こども家庭支援担当・こども相談センター）

(6) 本市におきましては、平成14年度より各区保健福祉センターにおいてDV被害者の相談に対応しております。

また、大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）におきましても、女性総合相談センターの一般相談においてDV被害者からの相談に対応するとともに、週に1回（金曜日、午後）弁護士・カウンセラー等によるDV専門相談を実施するなど積極的に取り組みを進めております。

また、「大阪市DV施策ネットワーク会議」を設置し、大阪府をはじめとする関係機関・団体との連携を強めるとともに、同会議構成員及び区保健福祉センター担当者を対象とした研修を実施するなどネットワークの構築に努めております。

相談窓口等の周知につきましても、平成19年より市役所本庁舎や各区区民センター等の市施設の女性用トイレにDV防止啓発カードを配架する取り組みを行っており、情報が必要な市民に効果的に周知できるよう努めております。

なお、「大阪市男女共同参画基本計画 - 大阪市男女きらめき計画 - 」の中で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を課題に掲げ、具体的な取り組みを進めるとともにその進捗管理を行っております。

今後とも、DV被害者の支援のため、関係機関・団体と連携を図りながら施策の推進に努めてまいります。（市民局男女共同参画担当）

(7) 本市におきましては、「大阪市男女共同参画推進条例」を平成15年1月に施行し、本条例に基づき「大阪市男女共同参画基本計画 - 大阪市男女きらめき計画 - 」を平成18年3月に策定、計画期間10年間のうち前半期5年間については、「多様な働き方のもとでの仕事と家庭の両立」に重点的に取り組んでおります。

とりわけ、多くの中小企業を含め、活発な企業活動が行われている本市においては、企業

における男女共同参画の取り組みが非常に重要であり、男女が共に個性と能力を発揮し就労できる環境、条件の整備、運用等を進める取り組み、その他男女が共に働きやすい環境づくりを進める有意義な取り組み等を支援することが重要です。

平成16年度より企業における男女共同参画推進支援事業として、市内の従業員300名以下の企業を主な対象に、男女共同参画の取り組みを表彰する「大阪市きらめき企業賞」を実施しております。

また、大阪労働局が中心となり、学識経験者・労働者代表・使用者代表・自治体関係者（大阪府・堺市・本市）からなる「大阪仕事と生活の調和推進会議」が平成20年6月に設置されており、地域の特性を踏まえた提言・目標設定、好事例の収集・情報提供等を実施しております。

相談体制につきましては、大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）において、前項目5(6)で回答いたしました相談の他にも、女性が積極的にチャレンジして個性と能力を発揮できるよう応援する「女性のためのチャレンジ相談」を平成17年度より実施しております。

今後とも、本計画に基づき男女共同参画施策の推進に努めてまいります。

（市民局男女共同参画担当）

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策（7項目）

### (1)（温室効果ガス排出量削減施策の充実）

#### 【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状（達成状況）を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

### (2)（3Rの推進とリサイクル率の向上）

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率（10.6%）を早期に全国平均並み（19.6%）にするために、各自治体でも施策を強化すること。

### (3)（災害対策・耐震対策の拡充）

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

### (4)（治安対策の向上）

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

### (5)（街づくりの強化）

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

### (6)（人権侵害救済制度の確立）

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

### (7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

〔回答〕

(1) 本市では、2002年8月策定の「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、1990年度を基準として2010年度までに市域の温室効果ガス総排出量の7%削減を目標に掲げ、市民・事業者とともに省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出抑制などの施策に取り組んでいます。

こうしたなか、2006年度の市域の温室効果ガス総排出量は、1990年度のそれと比較すると8.0%削減となり、当初目標(7%削減)を達成できました。

また、2009年1月の本市環境審議会の中間答申では、新たな削減目標の設定を求めており、これを受け、2009年3月策定の「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」においても、1990年度を基準として2011年度までに10%削減することを目標に掲げています。

なお、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」の計画年度は2010年度までとなっていることから、国の示す削減目標25%を踏まえた2020年度までの本市の削減目標を定めた新計画を2010年中に策定し、引き続き、市域の温室効果ガス総排出量の削減に向けた施策に取り組んでまいります。  
(環境局環境施策部地球温暖化対策担当)

(2) 本市におきましては、平成18年2月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という)に基づき、市民・事業者の皆様との連携・協働によるごみ減量リサイクルの取り組みを推進しており、なかでも優先課題(上流対策)とされている2R(発生抑制・再使用)の取り組みを重視し、積極的に推進しているところです。

平成20年度におきましては、基本計画基準年度であります平成16年度実績と比較し、ごみ処理量(焼却処理量)においては約26万トン(161万トン 135万トン)の減量、リサイクル量(資源化量)においては約4.5万トン(21.9万トン 26.4万トン)の増量となるなど、順調に推移しております。

今後とも、市民・事業者の皆様と連携・協働して各種施策を推進し、より一層のごみ減量・リサイクルを図ってまいります。  
(環境局総務部事業企画担当)

(3) 本市では、万一に備え、区役所などに日頃から食糧や飲料水及び生活関連品等の備蓄を行っています。

また、市内各区において、年間を通じて地域に密着した住民主体の避難所開設、地域の災害対策本部の運営など、より実践的な防災訓練を行っています。

さらに、地震などにより同時多発火災が発生し、延焼拡大した場合から生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として、市内に33ヶ所の広域避難場所を確保しています。また、市民が迅速かつ安全に避難するため、60路線の避難路を指定しています。

標識の整備については、広域避難場所ごとに案内板を設置するとともに、広域避難場所へ通じる避難路の沿道約300ヶ所に誘導標識を設置するなど、市民が迅速かつ安全に避難するための周知を図っています。

大規模災害時の医療・救護体制といたしましては、大阪市災害対策本部に医療調整班を設

置し、医師や看護師等による医療救護班の編成や派遣について、全市的な調整を行うこととしております。

また、救護活動を行うための専門的な訓練を受けた災害医療チーム（DMAT）が、国または大阪府等の調整において派遣され、応急救護活動が実施されます。（危機管理室）

- (3)- 本市学校においては、耐震診断調査を昭和56年以前（新耐震基準以前）の建物を対象として実施し、平成9年度より改築計画・教育環境も考慮しながら耐震補強の必要な校舎について順次耐震補強工事を実施しております。

その結果、本市の公立学校の耐震化率は89%であり、残りの未補強のものについても国の交付金を活用し、早期に耐震化を図ってまいります。

（教育委員会事務局総務部保全整備担当）

本市では、これまで、住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断・耐震改修補助事業を実施しております。

耐震診断費補助については、平成21年度から、これまでの補助（補助率90%、補助限度額4万5千円）に加え、耐震診断・耐震設計・工事費の見積もりをセットにした「パッケージ耐震診断」に対する補助（補助率90%、補助限度額22万5千円）を行っております。

また、耐震改修費補助についても、補助率を50%に、補助限度額を100万円に引き上げるなど、補助内容を拡充するとともに、引き続き、建物全体を補強する工事だけでなく、より少ない費用負担で実施できる、一部屋あるいは1階だけを補強する工事に対しても補助を行っております。

補助事業の周知については、市政だよりや区の広報紙への掲載をはじめ、町会等を対象とした補助制度の案内チラシの回覧や出前講座の実施、区役所と連携した個別相談会の開催など、地域レベルでのきめ細やかなものを中心に積極的に取り組んでおります。

今後とも、安全で安心して暮らせる住まいづくりを目的に、住宅の耐震化の促進に努めてまいります。（都市整備局企画部防災・耐震化計画担当）

- (4) 安全なまちづくりは、すべての市民が一体となって協働して取り組むことが重要であり、本市では、平成15年2月に市内の主な事業者・団体などから構成される「大阪市安全なまちづくり推進協議会」を設置し、毎年度、本市をはじめ各構成団体における取り組み計画についての報告や、同協議会で実施を予定している安全なまちづくりに関する取り組みについて協議を行っております。

本市では、平成20年8月に市政モニター600名に対して、犯罪情勢などに関するアンケート調査を実施するとともに、同月に市内の子ども見守り活動団体約1,000に対して、活動の状況や支援ニーズに関するアンケート調査を実施するなど、市民ニーズの把握に努めております。

本市では、こうした調査結果などをベースに、平成20年9月に、政令指定都市における「街頭犯罪発生件数ワースト1の返上」をめざして、庁内連携組織である「大阪市地域安全対策本部」を設置いたしました。今年度より、青色防犯パトロール活動や落書き消去活動などの自主防犯活動に対する支援制度を実施しているほか、各区役所などを通じて子ども見守り活動などの地域における独自の防犯活動に対する支援を行っております。

このほか、平成18年4月より全区役所に地域安全対策担当職員を配置し、警察等関係機関

や自主的活動を行っている地域・市民団体等と連携・協働を図りながら、小学生児童の下校時に重点を置いた学校園周辺・道路・公園等地域の巡回監視、施設点検等を実施しております。

今後も、地域安全対策業務の推進にあたっては、地域のニーズを把握するなど、各区の状況や地域特性に応じて、警察・地域・市民活動団体等と連携を強化しながら、安全なまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えております。（市民局安全まちづくり担当）

本市では各区に各種市民団体や関係行政機関などで構成する青少年育成推進会議を設置し、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「子ども110番の家」運動を推進しています。この運動は、地域の協力家庭が「子ども110番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に駆け込み、助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

現在、大阪市内には約25,000の協力家庭・店舗などがあり、今後とも引き続き推進を図ってまいります。（こども青少年局青少年事業企画担当）

教育委員会においては、不審者情報など子どもの安全に係る情報をできるだけ迅速に伝達し、犯罪等の未然防止に努めるとともに、非常事態に際しての初動体制を充実強化することや、子どもを守る地域づくりを推進することを目的として、平成17年10月より学校園や希望する保護者・地域関係者及び関係機関等に「子ども安全メール」を配信しています。

さらに、各地域においては、地域の子どもは地域で守ろうという意識が高まり、日常的・組織的な子どもの見守り活動が行われています。今年度より、学校と地域の見守り活動団体とが、児童の登下校の安全に関する情報交換会「地域安全ステーション」を、区ごとに小学校2校でモデル的に実施しております。

教育委員会といたしましては、今後とも、子どもを見守る地域づくりが推進されていくよう、努めてまいります。（教育委員会事務局指導部中学校教育担当）

- (5) 本市では、平成12年に施行された高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に基づき、平成15年4月から平成18年4月にかけて、市内の主要な駅を中心に25地区の重点整備地区の設定と基本構想を策定し、現在は、基本構想に即して策定した「バリアフリー特定事業計画」に基づいて、関係事業者が、鉄道駅舎をはじめ、駅周辺の生活関連施設に至る道路・信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しています。

また、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、国が策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針では、平成22年までに、一日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上で、高低差が5m以上の鉄道駅については、原則としてエレベーターを設置するなど、駅舎のバリアフリー化を求めています。

本担当においても、国の基本方針に従って、鉄道事業者と連携しながら鉄道駅のバリアフリー化を推進しており、平成20年度末時点での鉄道駅のエレベーター設置率が94%に達するなど、鉄道駅のバリアフリー化を進めております。

今後も引き続き、公共空間のバリアフリー化を推進し、ひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。（計画調整局開発調整部バリアフリー施策担当）

自動車交通の円滑化を図るため、重点的で効果的な道路整備や連続立体交差事業の推進な

どにより、道路交通の支障となっている部分の解消に努めるなど、道路ネットワーク機能の向上に取り組みます。(計画調整局都市計画担当、建設局中長期計画担当)

本市では、快適な都市環境との調和を図りつつ、生活の利便性、活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立をめざすという考え方に基づきながら、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組んできました。

公共交通については、鉄道を中心に、これをバスが補完する交通システムの形成を進めています。

鉄道については、効果や需要の動向等を十分見極めながら、ネットワークの検討を行っています。

バスについては、鉄道との乗り継ぎの利便性の向上に向けた取り組みや地域の特性に応じた輸送サービスの提供に努めています。(計画調整局交通空港政策担当・総合交通体系担当)

市営バスは、高齢者を含めた市民の移動手段として重要な役割を担っておりますが、乗車人員の減少などにより厳しい経営状況にあることから、中長期的な収支の均衡を図り、将来にわたって持続可能なバスサービスを提供していくため、当局において平成21年6月に、市営バス事業の改革プランである「アクションプラン(案)」をとりまとめました。

「アクションプラン(案)」では、路線の果たしている機能や利用実態に応じた「新たなタイプ別分類」として、

- ・鉄道に相当する役割をもち、需要量が多く採算性も高いことから、原則として他からの助成にたよることなく、当局の責任で利用者の拡大、利便性の向上をめざす幹線系
- ・地下鉄との乗継割合が高いことから、地下鉄事業からの繰り入れを行いながら、地下鉄との結節機能をより一層高めるフィーダー系
- ・採算性は低いものの、市民サービスとしての必要性が高い路線であることから、大阪市の一般会計からの助成を受けながら、複数の生活圏をまたがる利用や、幹線系バス路線やJR・民鉄駅へのアクセスとしてネットワークを補完する地域系
- ・採算性は低いものの、日常生活への密着度が高い路線であることから、大阪市の一般会計からの助成を受けながら、コミュニティ輸送サービスとして、生活圏内で完結する利用を主体とするコミュニティ系

といった、4つのタイプ別に路線を分類しております。

この「新たなタイプ別分類」に基づき、企業として経済性を発揮できる範囲と、行政として公共性の観点から維持する範囲を明確化するなど、費用負担を含めたタイプ別の責任分担のもと、それぞれの機能をより発揮できる路線再編を進めていくこととしております。

平成21年12月に「市営バスのあり方に関する検討会」において取りまとめられた「市民とともに支える持続可能な公共交通サービス提供のために(市営バスのあり方に関する提言)」では、公営交通ネットワークにおける市営バスの位置付けと役割の明確化として、

- ・市営バスは、メリハリをつけた路線再編を行い、広域的なバスネットワークを形成するなかで、市域内に公共交通不便地域をできる限り発生させないよう配慮し、市民の足を確保するという公営としての役割を果たすことを基本とすべき

といったことなどが提言されております。

当局としましては、こうした提言の趣旨や、市民・利用者の皆さまからのご意見、市会で

のご議論を踏まえ、市民生活に著しい影響を及ぼさないよう十分配慮しながら、持続可能で利便性の高いバスネットワークの構築をめざして、抜本的な路線再編について検討を進めていくこととしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(交通局自動車部運輸計画担当)

(公共交通利用促進のためのPR活動について)

本市では、地球温暖化防止や交通渋滞緩和の観点から、自動車から公共交通へ利用転換していただくために、「ノーマイカーデー」啓発ポスターの掲出や、大阪府等と連携し「バスエコキャンペーン」を実施しております。

今後もこれらの取り組みを継続していくとともに、より効果的な取り組みとなるよう検討を進めたいと考えています。

(計画調整局総合交通体系担当)

(6) 人権擁護推進審議会から出された平成13年5月の「人権救済制度の在り方について」の答申及び同年12月の「人権擁護委員制度の改革について」の追加答申を踏まえ、第154通常国会に「人権擁護法案」が提出されましたが、その後、第157臨時国会における衆議院解散(平成15年10月)に伴い同法案が廃案となって6年が経過しました。

昨年、政権が交替し、現在民主党を中心とした政府において、人権侵害救済を目的とする法案の提出についての議論がなされています。

様々なハラスメントやインターネット上の書き込みなどによる人権侵害の被害者を救済するための制度を早急に確立することは必要であることから、国に対してはこれまでから大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会とともに法的措置について要望してきたところです。

引き続き、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度を確立するとともに地域レベルにおける人権侵害に対して、迅速かつ効果的にきめ細かく対応するため、地方人権委員会の組織化など法的措置が早急に講じられるよう、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会ともども国に要望してまいります。

また、人権教育・啓発については、昨年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進してまいります。

(市民局人権室啓発担当)

(7) 世界の恒久平和は人類共通の願いであります。また、大阪が平和な都市であることは、大阪市民にとって最も大切なことであると考えております。

本市では、平成3年に世界平和に貢献するシンボル施設として、大阪府と共同で大阪国際平和センター(ピースおおさか)を開設するなど、市民一人一人に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、広く人々に平和を希求する心が育まれるよう、様々な取り組みに努めるとともに、アジアをはじめ世界の人々と市民レベルでの国際交流を推進し、開発途上国の国づくりの支援や地球環境の保全に貢献するなど、多彩な都市間交流を進めてまいりました。

平成7年には、戦後50年の節目に改めて平和への意思を明らかにするため、「核兵器の速やかな廃絶を訴え、国際社会の平和と発展に貢献することを誓う」趣旨の「平和都市宣言」を行い、その後も、臨界前核実験を行った国に対しては、大阪市長名での抗議及び中止要請文の提出を行い、昨年5月に行われた北朝鮮による核実験に対しても、同様に抗議及び中止要請を行ってまいりました。

また、昨年12月に「平和市長会議(会長：秋葉広島市長)」に加盟を行いました。本市と

しても、2020年の核廃絶に向け、3,000を超える国内外の加盟都市とも連携し、取り組みを進めてまいります。

引き続き「平和都市宣言」や大阪市会における諸決議などを踏まえ、市民一人一人に平和の尊さを伝える取り組みに努め、国際社会の発展と平和に貢献する魅力ある国際平和都市大阪づくりを推進してまいります。

(総務局総務担当)

## 7. 大阪市地域協議会個別要請（7項目）

### (1)（「元気アップ大阪」構想について）

大阪市は「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンのもとに、「市民との協働」の取り組みを重点的に推進していくこととしています。「協働」の取り組みは重要であり、地域協議会としてもその方向で推進すべきであると考えており、それらの趣旨が活かされた地域における具体的な行政展開を求めます。環境行政・放置自転車・街づくりなどについて、地域の労働組合として協働の取り組みは可能であり具体検討を行うこと。

また、区役所で行われている特色ある地域づくりに向けた事業について、イベント的事業に終わることなく、地域住民・企業・労組など地域参加のもと継続的活性化につながる事業となるよう要請します。

### (2)（雇用・生活施策の一体的支援）

「派遣切れ・雇止め」などに伴い、不安定な生活を余儀なくされている者に対し、ホームレスに陥らせないため「就労と生活」の一体的支援を行うこと。そのため労働・福祉施策の横断的活用を行うこと。

### (3)（保育所待機児童解消と食の安全）

保育所待機児童の解消に向け一層の入所枠の拡大を図ること。特に乳児の入所枠に拡大を求めます。そのため官・民の連携を行うとともに民間保育所・福祉施設で働く労働者の「給与改善費制度」の維持・改善を図ること。

「食」の安全に対する関心が極めて高くなっており、特に子どもに対する「食」の安全確保は大切な課題です。安全な食物確保・提供、子どもの「食育」の充実を求めるとともに、「中学校での学校給食のあり方」について、検討状況を明らかにするよう要請します。

### (4)（ごみの減量化とリユース）

各家庭ごみの分別収集の一層の推進を行うとともに、分別収集されたものが資源のリユースにつながるよう施策の充実・強化を図ること。

### (5)（放置自転車禁止区域の拡大、バイクを含めた駐輪対策の充実）

駅周辺のみならず公共施設・住宅地においても放置自転車禁止区域とするなど条例改正を含め一層強化すること。また駐輪場の設置・拡大とあわせバイクの駐車対策も行うよう要請します。

### (6)（路上喫煙禁止区域の拡大と喫煙場所の整備）

現在、御堂筋を中心として路上喫煙禁止区域が設定されていますが、全市的にはなお歩行中の喫煙も多く、禁止区域の拡大を図ること。また、それらの区域内での喫煙場所の整備も要請します。

### (7)（区役所相談窓口の充実・総合相談の実施）

市民生活や企業活動に関わる直接的問題・課題は区役所へ相談されることが多く、リアルタイムでの対応・解決が必要です。また一人ひとり（または一つひとつ）の相談内容は行政施策を横断することが多く、様々な行政機関が縦割りでは対応ができません。大阪府を含め他の行政施策と連携・連動させ、総合的な窓口対応（ワンストップ相談）ができるよう機能強化を要請します。

〔回答〕

(1) 本市では、『元氣な大阪』をめざす政策推進ビジョンのもと、市民とともに考えともに取り組む「協働」を掲げ、様々な協働事業に取り組んでおります。

協働の取り組みにおいて、地域住民はもちろんのこと、NPO・企業・労働組合など様々な市民の地域参加のもとに取り組むことにより、地域課題やその解決手法への新たな気づきの契機となり、市民の自治力・地域力が高まり、『元氣な大阪』への原動力となると考えます。

今後とも、幅広い様々な市民の地域参加のもと、市民と行政が連携・協力して継続した取り組みができるよう努めてまいりたいと考えております。 (市民局市民活動担当)

(2) 国の「新たなセーフティネット」の一環として、雇用情勢の悪化に迅速に対応するため、住宅を喪失または喪失するおそれがあり、一定の支給要件を満たす離職者に対しまして住宅手当を支給する「離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業」を昨年10月1日から実施しているところであります。

本事業は、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としており、住宅手当を支給するとともに、受給者に対して面接により就労に関する助言など常用就職に向けた就職活動への支援を行っております。

本施策の一環として、昨年10月23日、政府の緊急雇用対策本部において「緊急雇用対策」が策定され、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を昨年の11月30日と12月21日に本市内のハローワークで開催し、本市においても職員を派遣し、連携・協力に取り組んだところであります。 (健康福祉局生活福祉部住宅手当緊急措置担当)

本市では、派遣切りや雇い止めなどの失業等を原因として、直ちに失業者が生活保護に陥らないようにするため、「しごと情報ひろば」における再就職へのアドバイス及びメンタル面でのサポートを行う「就職意欲サポート事業」等や、スキルアップを図り次の雇用につなげていくための資格取得講座の実施、マッチングを図るための合同企業説明会の開催など様々な就業支援事業を実施しているところであります。

また、国の基金を活用した緊急雇用創出事業の実施など「雇用創出」に取り組んでいるところですが、平成22年度は、生活保護受給者の就業をより推進するため、「ふるさと雇用再生基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」において新規雇用される労働者100名を「生活保護受給者」及び「ボーダーライン層」への優先枠として設定します。

さらに、重点分野雇用創造事業においては、「介護雇用プログラム」のホームヘルパー2級180名のうち60名を「生活保護受給者」及び「ボーダーライン層」への優先枠として設定するとともに、派遣切り等で仕事と住まいを失った人を対象として、緊急的宿泊場所と食事を提供し、各種相談を行う事業を実施します。

今後とも、関係先と連携し、とりわけ生活保護に至らないための取り組みを強化してまいります。 (市民局雇用・勤労施策担当)

(3)- 本市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間双方の保育所がまわって対応することとしております。

待機児童の解消につきましては、保育所の新設・増改築や賃貸物件を活用しての保育所整

備に加え、公有財産を活用して保育所の整備を行うなど、入所枠の拡大を図っております。

今後も新たな保育ニーズ等の動向を踏まえ、計画的な保育所整備に努めてまいりたいと考えております。

本市では、昭和48年から民間社会福祉施設職員の処遇改善を図り、あわせて利用者の処遇向上を図ることを目的として、措置費施設を対象に「民間社会福祉施設職員給与改善費補助金制度」を実施しており、毎年、その事業費の確保に努めているところであります。

一方、近時の社会福祉を取り巻く状況は、障害者自立支援法の施行など、社会福祉分野における基礎構造改革にみられますように、大きく変化してきております。

本市といたしましては、これらの状況を踏まえ、今後とも、時代に即した制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局法人監理担当、こども青少年局こども家庭支援担当・  
保育指導担当・待機児童担当・保育所運営担当)

- (3)- 食の安全につきましては、国においては、平成15年7月に食品安全基本法が施行され、さらに平成16年6月には、食に関する関係部局の連携を強化し、具体的・効果的な安全性の確保に関する施策を推進するために「大阪市食の安全に関する連絡会」が設置されました。

引き続き関係機関と連絡を密にしながら食に関する安全確保のため、国に働きかけてまいりたいと考えております。

平成16年3月に楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～が平成17年7月には食育基本法が施行されました。平成21年4月1日より適用された「保育所保育指針」を踏まえ、今後も引き続き、保育所・子育て支援センター・幼稚園などにおいて就学前児童・保護者等に対し「食の楽しさ、大切さ」を伝えてまいりたいと考えております。

(こども青少年局保育指導担当)

学校給食における食材料の品質管理や安全確保については給食協会をはじめ、関係機関とも十分に連携するとともに各種検査を実施しており、今後とも安全確保に一層努めてまいります。

食に関する教育は、学習指導要領及び国が策定した食育推進基本計画(平成18年3月)において、昼食の時間、各教科・特別活動・総合的な学習の時間など学校教育全体を通じて取り組むことと示されています。

本市においても、学校教育指針に「健康・安全に関する知識の理解や活動を通して、主体的に健康・安全を管理し、改善していく資質や能力を育成し、生涯にわたり明るく豊かで、健康・安全な生活を営むための基礎づくりに努める。」と明記し、指導に努めているところであります。

そのために、各学校では、食に関する指導に係る「全体計画」「年間指導計画」の策定や指導体制を整備し、食に関する指導の推進を図っています。

また、栄養教諭・学校栄養職員の未配置校における食に関する指導の充実を図るため、「栄養教育推進事業」として、栄養教諭・学校栄養職員が出向き、児童を対象とした食に関する授業等をすべての小学校で実施しています。

これらを通して、家庭・地域との連携を図りながら、児童が健康の大切さを実感し、計画的に生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活を営むことができるよう取り組んでいます。

(教育委員会事務局教務部学校保健担当・指導部初等教育担当)

中学校の昼食につきましては、平成19年4月に「中学生の昼食の考え方(方針)」を定め、市内の全中学校において、家庭からの弁当持参を基本としたうえで、弁当を持参しない場合にご利用いただけるよう、「昼食提供事業」を平成20年度から順次実施してまいりました。

一方、「食」を取り巻く環境の変化に対応するため、平成20年5月には「大阪市中学校給食検討会議」を設置し、成長期にある中学生の健全な育成や「食育」の観点から中学校給食の課題について調査・検討を重ね、その「まとめ」を受けまして、平成21年1月に教育委員会として、「中学生においては、心身ともに個人差が大きくなる時期であり、食量量の差、嗜好が多様化していくことから、定着している家庭弁当の意義・効果を活かすためにも、家庭弁当との選択方式による中学校給食の実施をめざすこととする。」との方針を定めたところで

す。現在、この方針に基づき、まずは、昼食提供事業が家庭弁当を持参しない場合の選択肢として定着し、有効に機能するよう取り組みを進めているところです。平成21年9月からは市内の全市立中学校において事業実施し、引き続き、提供内容の改善や利用方法の工夫を図っているところであり、今後、その動向を見極めながら、早期に効果的な中学校給食の実施をめざすこととしております。

保護者の皆様方からは、日々事業に関するお問い合わせをいただいております。引き続き、電話でのご説明のみならず、保護者を対象とした説明会・試食会を随時開催する等、あらゆる機会を活用しながら事業周知に努めてまいります。(教育委員会事務局教務部学校保健担当)

(4) 本市では、「資源ごみ」として缶・びん・ペットボトル・金属製の生活用品を、「容器包装プラスチック」として商品を取り出したり、使用した後に不要となったプラスチック製の容器や包装物を分別収集しておりますが、リサイクルを目的とした分別収集となっております。また拠点回収として紙パック・蛍光灯管・乾電池・水銀体温計・マタニティウェア・子ども服・ベビー服の回収を行っており、紙パック・蛍光灯管・乾電池・水銀体温計についてはリサイクルを行っておりますが、マタニティウェア・子ども服・ベビー服については環境事業センターなどで展示し、市民の皆さんへ無償で提供しています。

さらにリサイクルプラザ赤川において、家庭で不用になった家具及び自転車について、簡単な修理で展示できるものについては、引き取り回収を行い、回収した家具や自転車については簡単な修理をしたものを展示し、市民の方に抽選のうえ有償で提供しております。

(環境局環境施策部家庭系ごみ減量担当)

(5) 昭和63年に「大阪市自転車等の駐車適正化に関する条例」を制定し、特に放置自転車がひどい鉄道駅の周辺を、順次自転車放置禁止区域に指定しており、平成21年11月末現在で127駅の周辺を指定しております。

平成21年度から『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョンに基づき、放置自転車対策に集中的に取り組むを進めております。政策推進ビジョンにおいては、新たにキタミナミの中心市街地における取り組みを推進することとしており、駐輪場の整備とあわせて地域の商店会・町会の皆さんと協議を重ね、行政と地域が役割を分担して取り組むための「自転車まちづくり地域協定」を結ぶなど、市民協働の手法を用いて放置自転車対策を進めております。

ミナミでは、平成21年10月1日からミナミ一帯を自転車放置禁止区域に指定し、また、キ

夕においても、同様に平成21年11月1日から西梅田地区に自転車放置禁止区域を拡大しましたが、引き続き、自転車放置禁止区域の拡大に取り組んでいるところです。

また、放置自転車の状況に応じて、適切な箇所に適切な規模の駐輪場の確保に努めるとともに、大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、施設を新築または増築する際に、駐輪施設を附置させる条例の制定に向けて検討しております。

(建設局管理部放置自転車対策担当・自転車施策担当)

本市における自動二輪車(排気量50cc超)の駐車対策について

自動二輪車の駐車及び保管場所につきましては、駐車需要を発生させる施設(例えば、店舗や事業所・共同住宅などの建築物)や民間駐車場に確保していただくことが基本と考えています。

このため、自動二輪車の駐車需要を発生させる施設に対しては、新たに自動二輪車を対象に加えた「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を昨年6月に施行し、これに基づき、施設の新築時等に自動二輪車駐車施設の設置を義務付けております。

また、民間駐車場に対しては、自動二輪車の駐車施設不足を早期に解消するためにも自動二輪車の受け入れを働きかけており、本市が把握している自動二輪車駐車場につきましては、『大阪市都心部駐車場マップ』・『大阪市内の自動二輪車駐車場一覧』を本市HPにて掲載しPRを行っています。

一方、都心部の駐車需要が著しく高い地区については、民間による駐車場整備の動向をみながら、公的駐車場や公共用地の活用による対応について検討を進めており、すでに大阪府道路公社の長堀・東長堀駐車場において自動二輪車の受け入れを行っております。また、市立駐車場においても自動二輪車全般の受け入れを可能とするべく「大阪市立駐車場条例」の改正(平成22年4月1日施行)を行ったところであり、市立駐車場のデッドスペースを活用した自動二輪車の駐車スペースの確保について検討を進めているところです。

一方で自動二輪車駐車場の効率的な管理運営を検証するための社会実験として、現在、長堀通の長堀橋交差点近くの広幅員の中央帯を利用して、自動二輪車駐車場を設置しております。

【本市における自動二輪車の駐車対策について】

(計画調整局計画部総合交通体系担当)

【建築物における駐車施設の附置等に関する条例について】

(計画調整局計画部都市計画担当)

【市立駐車場について】

(建設局管理部管理担当)

【広幅員の中央帯を利用した社会実験について】

(建設局管理部自転車施策担当)

(6) 路上喫煙の問題は、基本的に市民等のマナーやモラルの問題であり、他人に迷惑や危険を及ぼす行為を慎むというマナー意識の向上が最も重要な課題であると考えています。

現在の「禁止地区」は、平成19年7月に有識者・各種団体の代表者等で構成された「路上喫煙対策委員会」からの答申により、通行者数の多さ、路上喫煙率の高さ、大阪を代表する地域であること、区域の明確さのほか、「禁止地区」における規制が全市的な路上喫煙を抑止

するPR効果・波及効果を勘案し指定したものです。

また、「禁止地区」以外の地域での取り組みについては、市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動に対し、本市が啓発物品の作成・提供や、職員を派遣することで協働した取り組みを進める「たばこ市民マナー向上エリア制度」を、平成20年度に全国で初めて導入しました。地域社会におけるマナー・モラルの向上に向け、現在42の団体が路上喫煙防止活動に取り組んでおり、今後さらなる拡充を図る予定です。

本市では、「禁止地区」での罰則による規制と、「たばこ市民マナー向上エリア制度」による市民・事業者・行政が協働して、市民等のマナーやモラルの向上を図る取り組みを総合的に実施することにより、路上喫煙対策の実効性の確保を図りたいと考えています。

今後、「禁止地区」の拡大を検討するにあたっては、現在の「禁止地区」での取り組みの効果と、発足間もない「たばこ市民マナー向上エリア制度」の取り組みの実効性を十分見定め、検証してまいりたいと考えております。

なお、「禁止地区」内での喫煙設備の設置にあたっては、「路上喫煙対策委員会」から「効果的な啓発機能を有することや、迷惑や危険に十分配慮して設置すること」を前提に、「場所の広さやわかりやすさ、法的条件に留意し、あくまで適地がある限りにおいて設置すること。また、設置したものの、周囲への影響その他を総合的に勘案してやむをえないと判断される場合には、撤去や移設を行うべきである。」という提言を受けています。

(環境局事業部業務担当)

(7) 市民生活や企業活動に関わって防災・防犯などの安全安心のまちづくり、子どもと子育てのための環境づくり、商店街の空き店舗の増加に伴う地域の活力の低下など、地域では様々な課題が生じているとともに、地域ごとにその内容も異なっています。

各区では、区長及びその区を所管区域とする事業所その他出先行政機関の長により、区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議する「区行政連絡調整会議」を設置しており、局・区の連携を図っているところです。

複雑化・多様化する地域課題に迅速かつ効果的に対応するためには、区・局の連携にとどまらず、市民・地域団体・NPO・企業・他の行政機関などが互いに協力・連携することが重要であり、今後、協力と連携を支える体制づくりなどに取り組むこととしております。

(市民局区政支援担当)